

総社市告示第 1 2 5 号

総社市住民異動届等の受付に係る本人確認等に関する取扱要綱（平成 1 8 年総社市告示第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（来庁者の本人確認） 第 3 条 市長は、前条に規定する請求等を行うために窓口に来た者（以下「来庁者」という。）に、次の各号に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を提示させ、来庁者本人であることを確認するものとする。 （1）略 （2）法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの。ただし、通知カードは除く。 （3）及び（4）略 2 略	（来庁者の本人確認） 第 3 条 市長は、前条に規定する請求等を行うために窓口に来た者（以下「来庁者」という。）に、次の各号に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を提示させ、来庁者本人であることを確認するものとする。 （1）略 （2）<u>健康保険の被保険者証</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの。ただし、通知カードは除く。 （3）及び（4）略 2 略

附 則
この告示は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。